

11月9日は「119番の日」です



11月9日は、消防に対する正しい理解と認識を深め、防火防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的として、昭和62年から「119番の日」と制定されました。

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために重要なことは、早期の119番通報です。昨年の衣浦東部広域連合消防局管内5市（高浜・碧南・刈谷・安城・知立市）での119番の通報件数は約2万6,000件ありました。

もしかしたら今後あなたも通報する場面に遭遇するかもしれません。119番通報時に注意していただきたい点は次のとおりです。

① 一般的な留意事項

119番緊急通報の際、消防本部などの指令員から「火事ですか？救急ですか？」と聞かれます。落ち着いて指令員へ情報提供をお願いします。

火災の場合

- ・住所（近くの目標物、ビルなどの場合、何階か）
- ・何が燃えているか
- ・逃げ遅れはないか
- ・通報者の氏名、電話番号

救急の場合

- ・住所（近くの目標物、ビルなどの場合、何階か）
 - ・誰がどうしたか？
 - ・通報者の氏名、電話番号
- 事故の場合**
- ・住所（近くの目標物など）
 - ・どういふ事故か
 - ・けが人（閉じ込められている人）はいるか
 - ・通報者の氏名、電話番号

※119番通報の際、通報内容から心肺停止状態であることがわかった場合、傷病者への心臓マッサージをお願いすることがありますのでご協力ください。また、救急隊から傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などについて適切な病院搬送につながる情報として、電話で問い合わせをする場合があります。

② 携帯電話からの通報時の留意事項



現在、119番の通報件数の約3割は携帯電話からの通報です。そのことに伴っていくつかの注意点があります。

- ・通報場所の住所の確認をお願いします。もし、分からない場合は、近くの人に聞く、道路の看板、電柱などで確認するなどの手段があります。また、高速道路や中央分離帯が設けられた幹線道路などでは、上り車線か、下り車線かということも重要な情報です。
- ・電波の特性上、管轄外の消防本部へつながる場合があります。この場合は管轄消防本部へ転送されます。転送先でも通報内容を繰り返し聞かれますが、ご理解をお願いします。

確認のために消防本部から折り返し、電話をかけることがありますので、携帯電話、PHSの電源は入れたままでお願いします。

119番通報訓練をしよう

火災や救急の必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切ですが、一生に一度あるかないかの緊急事態に直面して、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、消防本部では地域の消防訓練などにあわせて、119番の通報訓練を受け付けています。

これは事前に通報訓練を行うことを連絡したうえで、実際に119番通報を体験できます。通報訓練を体験しておけば、実際の通報時に大変有効ですので、希望する場合は、高浜消防署へご相談ください。

また、聴覚・言語・音声に機能障がいのある方のために、フアクシミリまたはEメールでの119番通報が可能となっています。詳しいことは消防局通信指令課へ問い合わせてください。

問合せ先

衣浦東部広域連合消防局通信指令課
 ☎ 63-0138
 FAX 63-5731



危険物取扱者試験・予備講習会



◆危険物取扱者試験

とき 平成22年1月31日(日)
 ところ 名古屋市内

試験種類 甲種・乙種第4類、丙種

受付期間 12月14日(月)～24日(木)
 申込方法 郵送もしくは持参により(財)消防試験研究センター愛知県支部へ提出してください。

※願書は、11月30日(月)から消防各署でお渡しします。

◆乙種第4類予備講習会

とき 平成22年1月13日(水)
 ところ 安城市文化センター
 受講料 4,000円
 テキスト代 4,000円
 定員 150人(先着順)

申込方法 11月30日(月)から受講料を持参し、高浜・碧南・刈谷・安城・知立消防署の予防係で受け付けます。

※申込は、平日の午前9時から午後5時に限ります。

問合せ先 高浜消防署予防係
 ☎ 52-1190